

いちご一会とちぎ国体下野市案内所設置要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者に対し、観光、宿泊、交通、物産、競技等の案内を行うための案内所の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場受付案内所とする。

3 設置場所

- (1) 総合案内所は、関係機関、団体等と協議の上、主要駅等に設置する。
- (2) 会場受付案内所は、競技会場内に設置する。

4 設置期間

- (1) 総合案内所
関係機関、団体等と協議の上、期間を定める。
- (2) 会場内案内所
競技会の開催期間とする。

5 開設時間

- (1) 総合案内所
午前8時30分から午後5時までとする。ただし、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じて開設時間を変更することができる。
- (2) 会場受付案内所
競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

6 業務内容

- (1) 総合案内所
 - ア 総合案内所の管理運営に関すること。
 - イ 競技日程、会場等の案内に関すること。
 - ウ 交通アクセスの案内に関すること。
 - エ 観光案内に関すること。
 - オ 配布物の管理に関すること。

カ その他案内業務に関すること。

(2) 会場受付案内所

- ア 会場受付案内所の管理運営に関すること。
- イ 大会参加者等の受付及び案内に関すること。
- ウ 競技案内に関すること。
- エ 交通、宿泊及び観光の案内に関すること。
- オ 障害のある方等への介助誘導に関すること。
- カ 配布物の管理に関すること。
- キ 迷子、遺失物、拾得物の受付に関すること。
- ク その他案内業務に関すること。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所設置について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所設置についても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。